

口座振替依頼書電子受付サービス取引規定

株式会社北陸銀行

1. (適用範囲)

- (1) 当行と預金口座振替に関する契約を締結し、かつ、日本マルチペイメントネットワーク運営機構(以下「運営機構」といいます)所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人(以下「収納機関」といいます)、もしくは、当該収納機関から委託を受けた法人の窓口(以下「取扱窓口」といいます)に対して、普通預金(総合口座取引の普通預金を含みます)についてキャッシュカード規定に基づいて発行したキャッシュカード(代理人カードは除きます)(以下「カード」といいます)を提示して、後記第3条第1項の預金口座振替の依頼を行うサービス(以下「本サービス」といいます)について、この規定により取扱います。
- (2) 本サービスが利用できるのは、当該カードの発行されている預金口座(以下「預金口座」といいます)の預金者本人に限ります。
- (3) 本サービスは普通預金の本人カードのみご利用できることとします。代理人カード・ビジネスキャッシュカードはご利用できません。

2. (利用方法等)

- (1) 本サービスを利用するときは、預金者が自らカードを取扱窓口を設置された本サービスに係る機能を備えた端末機(以下「端末機」といいます)に読み取らせ、端末機にカードの暗証番号と必要項目を第三者(収納機関の従業員を含みます)に見られないように注意しつつ自ら入力してください。
- (2) 次の場合は、本サービスを利用することはできません。
 - ① 停電、故障等により、端末機による取扱いができない場合
 - ② 取扱窓口において購入する商品または提供を受ける役務等が、収納機関が預金口座振替による支払いを受けることができないと定めた商品または役務等に該当する場合
- (3) 次の場合には、カードを本サービスに利用することはできません。
 - ① 当行所定の回数を超えてカードの暗証番号を誤って端末機に入力した場合
 - ② カード(磁気ストライプの電磁的記録を含みます)が破損している場合
- (4) 当行が本サービスを利用することができない日または時間帯として定めた日または時間帯は、本サービスを利用することはできません。
- (5) カードによる本サービスをご希望されない場合には、当行所定の方法により取引停止手続きを行ってください。この手続きを行った場合は、当行は当該預金口座に対して本サービスならびにデビットカード取引規定に定めるデビットカード取引も同時に停止の措置を講じます。この手続きの前に生じた損害については、当行は一切の責任を負いません。

3. (預金口座振替契約等)

- (1) 前記第2条第1項により暗証番号の入力がされたときに、契約が解除されるまでの期間、収納機関から当行に都度送付される請求書記載の金額を、預金者に通知することなく、当該口座から引き落としのうえ支払う旨の契約(本規定において「預金口座振替」といいます)が成立したものとみなします。ただし、暗証番号の入力後、端末機に預金口座振替依頼の受付確認を表す電文が表示されないときは預金口座振替が成立しなかったものとします。

当行において預金口座振替が成立したものとみなした場合、当行は、普通預金規定にかかわらず、払戻請求書および預金通帳の提出なしに当該口座より請求書記載の金額を引落します。

- (2) 前記第1項にかかわらず、当行所定の手続きによる預金者本人の確認ができない場合には、当行は預金口座振替を解除できるものとします。
- (3) 収納機関の指定する振替指定日(当日が銀行休業日の場合は収納機関と当行の契約により定めた営業日)において請求書記載金額が当該口座の支払可能金額[当座貸越(総合口座取引による貸越を含みます)を利用できる範囲内の金額を含みます]を超えるときは、預金者に通知することなく、請求書を収納機関に返却します。
- また、振替指定日に預金口座からの引落しが複数あり、その引落しの総額が預金口座の支払可能金額を超える場合は、そのいずれかを引落すかは当行の任意とします。
- (4) 収納機関の都合で、収納機関が預金者に対して割り当てる契約者番号等が変更になったときは、当行は変更後の契約者番号で引き続き取扱うものとします。
- (5) 預金口座振替を解除するときは、預金者から当行へ所定の手続きにより届出るものとします。なお、この届出がないまま長期間にわたり収納機関から請求書の送付がない等相当の事由があるときは、当行は預金口座振替が終了したものととして取扱うことができるものとします。

4. (免責事項)

- (1) 当行が、カードの電磁的記録によって、端末機の操作の際に使用されたカードを当行が交付したものととして処理し、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して預金口座振替の受付をしたうえは、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- ただし、この受付が偽造カードまたは暗証番号によるものであり、カードおよび暗証番号の管理について預金者の責めに帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合の当行の責任については、この限りではありません。
- (2) 本サービスについて仮に紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、当行は一切の責任を負わないものとします。

5. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、キャッシュカード規定およびデビットカード取引規定により取扱います。

6. (本規定の改定)

この規定は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

以上
(2020年4月現在)